

告 示

埼玉県告示第九百九十五号

測量計画機関である本庄市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

本庄市

二 作業種類

公共測量（MMS計測（車載写真レザ測量）

三 作業地域

本庄市全域

四 作業期間

平成二十九年八月二十一日から平成三十年二月二十八日まで